

奨励金の区分

奨励金の種類	交付要件	奨励金額	新規雇用従業員数	交付期間	限度額
企業立地促進奨励金	指定業者が企業の立地をしたとき	市が評価した額×1.4/100以内	20人以上	5年	1億円
			10～19人	3年	
			5(2)～9人	2年	
	5人未満(2人未満)		1年		
	公有水面埋立地、市が造成した工業団地への新設、増設（既設の事業所のほかに新たに事業所を設置する場合）移転または更新による企業の立地をしたとき				
新規事業促進奨励金	企業立地促進奨励金の交付を受ける指定事業者が、新設（本市に事業所を有する企業が資本の額等の2分の1以上を出資し、かつ、既存事業と同種の事業を営む場合を除く）、新たな事業展開に伴う増設、更新又は移転による企業の立地をしたとき	市が評価した額×1.4/100以内	20人以上	2年	5,000万円
			20人未満	1年	
拠点営業所立地促進奨励金	本社が県外にある企業が、拠点となる支店又は営業所等を本市へ立地（移転も含む。）したとき	市が評価した額×1.4/100以内（賃貸借事業所等については、賃貸部分固定資産税相当額）	10人以上	2年	5,000万円
			5(2)～9人	1年	
雇用促進奨励金	企業立地に伴い新規市内雇用従業員を5(2)人以上、雇用したとき。ただし、関連企業から異動した従業員は除く。	新規雇用従業員数×50万円以内		1年	5,000万円